

広島市告示（安佐南区）第57号
令和8年5月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年5月26日から同年6月9日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区 847号線	安佐南区山本五丁目 332番地1地先から 安佐南区山本四丁目 425番地7地先まで	令和8年5月26日